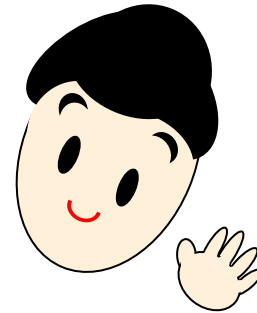
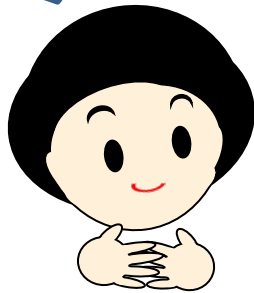


契約の問題から身を守るために

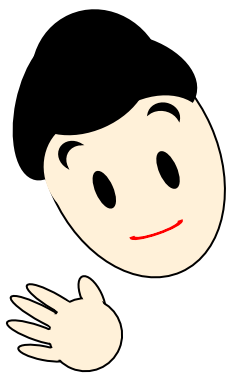
「身を守る」ことを考える契約って、どんな契約かな。
パンを現金で買うのも契約だけで、これは簡単だし。

みおちゃん

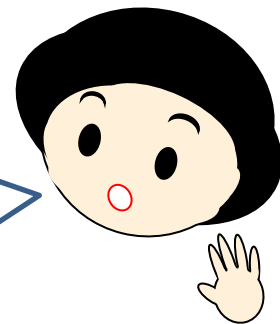


まもるくん

もっと難しい契約、
したことがある人はいますか？



携帯電話/スマホ、
持っている人はいますか？

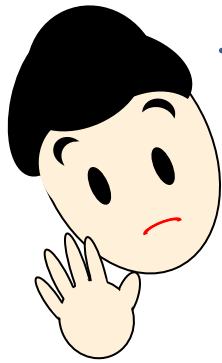


携帯電話/スマホは、
料金は誰が払っても、
契約できるのは本人だけ。

○もし、あなたが携帯電話/スマホを持っていたら、
契約に書いたのは、あなたの名前。
あなたの契約になっている。

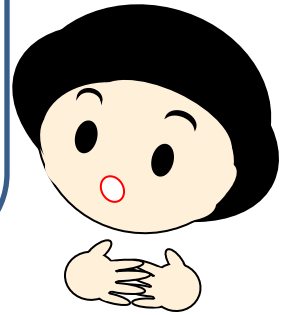
○契約に関する書類には、いろんなことが書いてある。
たとえば…

「実質0円携帯」「0円スマホ」という宣伝があるが、
契約では、
分割払い、つまり**クレジット契約**で
携帯電話機を購入することになっている。

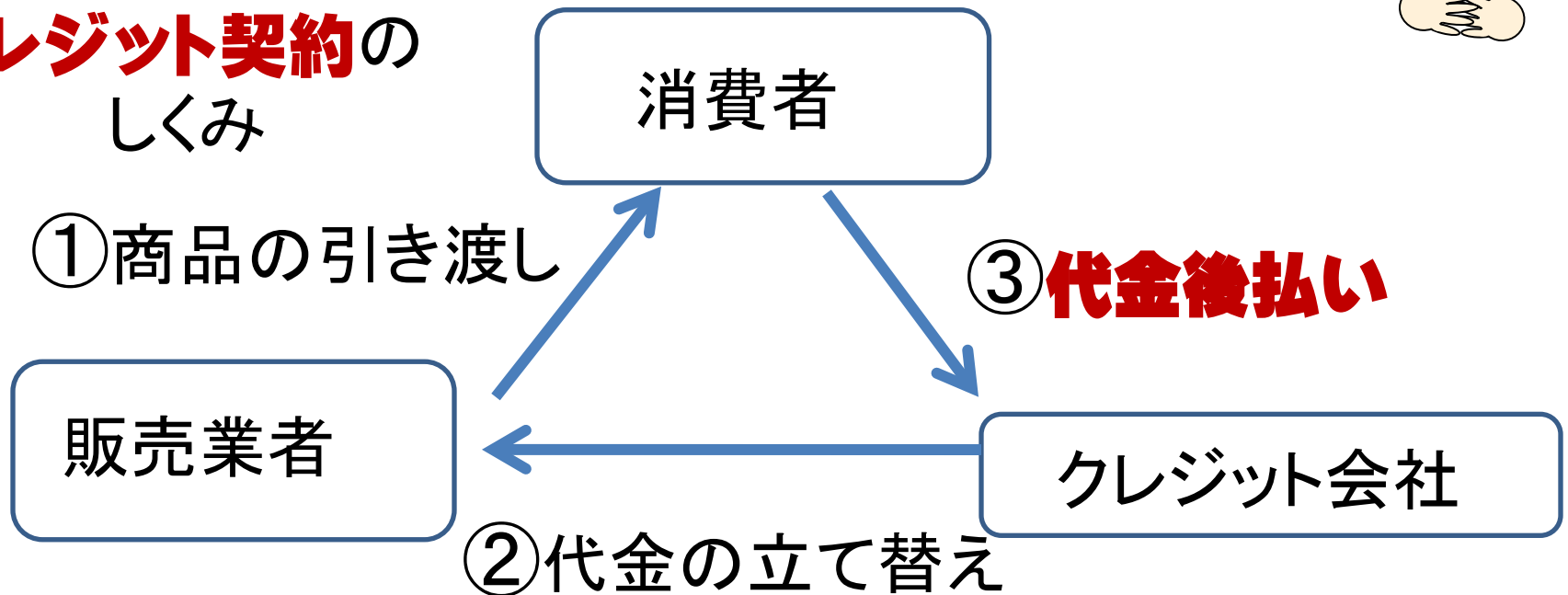


「クレジット契約」って、どういうことだろ。

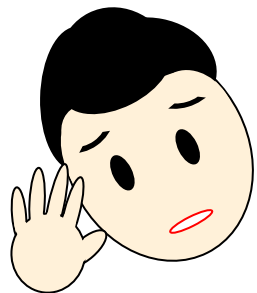
商品、たとえば「実質0円」携帯を受け取るときは、クレジット会社が販売業者に代金を立て替えて払うんだって。で、後から、毎月の通信料金を払うとき、電話機の代金を後払いするの。



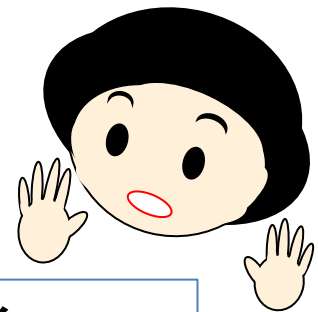
クレジット契約のしくみ



もし、通信料金が払えなくなったら、
携帯/スマホが使えなくなっちゃうんだよね。



そいやそうだけで、
「使えなくなる」
だけじゃ、すまないみたいよ。



クレジットの**支払いが滞る**と、今後、
クレジットカードが使いにくくなったり、
自動車や住宅を買うための借入れが
難しくなったりする可能性がある。

そんなの知らないよ。
どこに書いてある？

たとえば、未成年者が契約する場合、
親などの法定代理人の「同意書」に書いてあります。
読んで、わからないことばを○で囲みましょう。

課題1 A社

分割払いをご利用される場合は、割賦販売法の規定により、ご契約者の個人情報情報を当社が加盟する個人情報機関に登録することになります。ご契約者が未成年で支払名義人の親権者がお支払いを遅延された場合も、未成年のご契約者の支払い遅延情報として扱われますのでご注意ください。もしお支払いを遅延した情報が登録された場合は、クレジットやローンの申込等が断られる場合があります。

こちらは、どうでしょう?

B社

「個別信用購入あっせん契約」のお申し込みに関するご注意

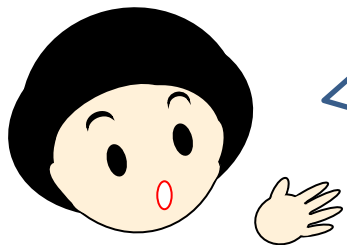
・割賦販売法の規定により、個別信用購入あっせん契約のお申し込み時及び契約後に、ご契約者のお支払状況等を含む個人信用情報を、経済産業省の指定する信用情報機関に照会・登録します。また、登録されたご契約者の情報は指定信用情報機関の他の会員により利用される場合がございます。

・ご契約者が未成年で支払名義人の親権者がお支払いを遅延された場合も、未成年のご契約者の支払遅延情報として扱われます。また、支払遅延情報は完済後から5年間は指定信用情報機関に記録が残るため、他のクレジットやローン等のお申し込みが断られる場合がありますのでご注意ください。

じゃあ、これは？

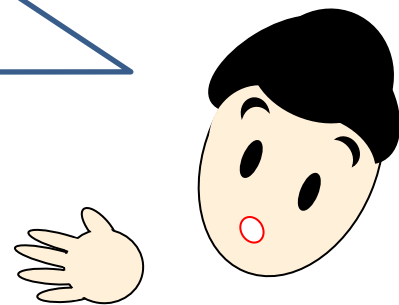
C社

※ご契約者が未成年で支払名義人の親権者が滞納された場合も、未成年のご契約者の滞納として扱われます。また割賦契約においては、ご契約者の契約内容・支払状況を指定/個人信用情報機関に登録します。信用情報機関に支払遅延情報等がある場合、他のクレジット契約ができないことがあります。支払遅延情報は、完済後も5年間は信用情報機関に記録が残り、他の加盟会員が審査のため利用できます。



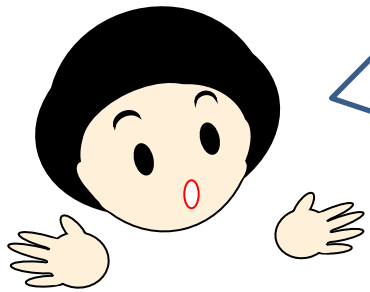
知らないことばかりだね。
たとえば、「個人情報」って何？

収入とか、これまでクレジットの支払いを
ちゃんとしてきたかとかの情報らしいよ。
で、それを登録するところが、
「個人情報機関」なんだって。



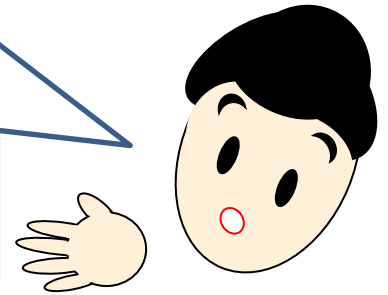
クレジットやローンで何か買おうとしたり、クレジットカードを作ろうとしたりするとき、クレジット会社は、その人の**個人情報**を、**個人情報機関**に問い合わせる。以前、クレジットやローンの支払いが遅れたという記録があると、クレジットやローンを断られたり、クレジットカードを作れなかったりする可能性がある。

割賦販売法は、クレジットについて定める法律。



「個別信用購入あっせん契約」って言葉を聞いたことないよ。

クレジットカードを持ってなくても
個別の契約で後払いにする
クレジットカードのことだって。



クレジットには、何か買うたびに個別に契約する
個別信用購入あっせん契約と、**クレジットカード〔包括信用購入あっせん契約〕**がある。

どちらも、分割払いにすると、手数料がかかる。

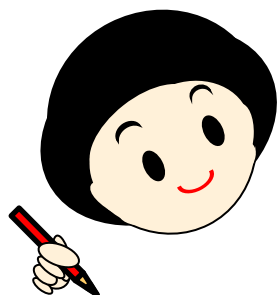
クレジットカードの一括払いなら、手数料はかからない。

課題2

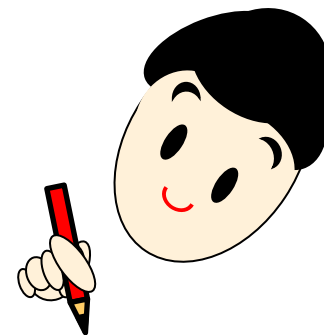
以下の文で、正しいものに○をつけましょう



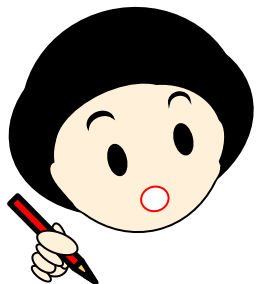
1. 「0円スマホ」は、ただでスマホもらえる契約。
2. 「0円スマホ」は、電話機の代金を後払いするクレジット契約。
3. 「0円携帯」の通信料金を払えなくなると、そのことが登録されるので、クレジットカードを作ったり自動車ローンを組んだりすることが難しくなるかもしれない。
4. 通信料金の支払いが遅れても、それまでの通信料金を全部払えば、登録された情報は消える。



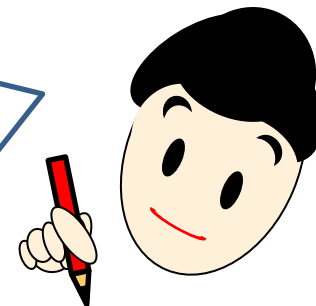
これは、簡単？



クレジットカードやローンを使うときは、ほんとうに払えるかどうか計算しておかないと、あとで困るね。



うん。クレジットカードの「リボ払い」を例にして、計算してみよう。



「リボ払い」は、クレジットカードの支払い方法の一つ。手数料がかかる。

(「一括払い」なら、手数料はかからない。)

手数料の計算方法は、契約によって、いろいろ違ったやり方がある。

ここでは、毎月一定の金額と手数料を後払いしていく方式について、計算してみる。

課題3



去年、4月に4万円、6月に6万円、10月に8万円の商品
を、手数料が年15%で、定額支払金額が毎月5千円の
「リボ払い」で買ったとします。

買ったのは、合計18万円です。

その後は何も買わずに、支払いだけ続けるとします。

1. 手数料は、合計いくらかかるでしょうか。

A. 数千円

B. 1-2万円

C. 3-4万円

2. どのくらいの期間、

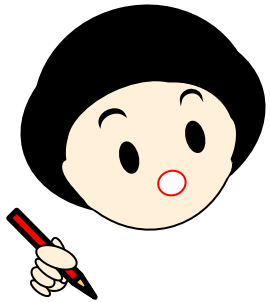
払い続けることになるでしょうか。

A. 1年

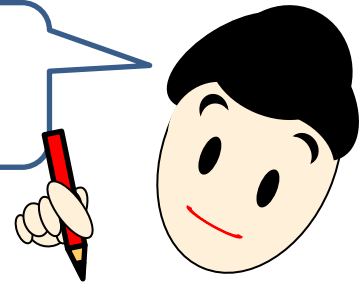
B. 2年

C. 3年

えーと、手数料が一年で15%ということは、0.15。
1ヶ月当たりだと、これを12か月で割ればいいね。



うん。0.15÷12は・・・0.0125だ。



ということは、最初の月は、残高が、
最初の買い物金額、つまり4万円だから、
これに0.0125をかけると・・・
手数料は500円てこと？

「リボ払い」の支払額を試算してみました

		購入金額	定額支払	手数料	支払合計	支払残高
去年	月					
	4	40,000	0	0	0	40,000
	5		5,000	500	5,500	35,000
	6	60,000	5,000	438	5,438	90,000
	7		5,000	1,125	6,125	85,000
	8		5,000	1,063	6,063	80,000
	9		5,000	1,000	6,000	75,000
	10	80,000	5,000	938	5,938	150,000
	11		5,000	1,875	6,875	145,000
	12		5,000	1,813	6,813	140,000

去年の年末、まだ14万円の残高がありました。

「リボ払い」の支払額試算例

今年	月	購入金額	定額支払	手数料	支払合計	支払残高
	1		5,000	1,750	6,750	135,000
	2		5,000	1,688	6,688	130,000
	3		5,000	1,625	6,625	125,000
	4		5,000	1,563	6,563	120,000
	5		5,000	1,500	6,500	115,000
	6		5,000	1,438	6,438	110,000
	7		5,000	1,375	6,375	105,000
	8		5,000	1,313	6,313	100,000
	9		5,000	1,250	6,250	95,000
	10		5,000	1,188	6,188	90,000
	11		5,000	1,125	6,125	85,000
	12		5,000	1,063	6,063	80,000

今年の年末、まだ8万円の残高があります。

「リボ払い」の支払額試算例

来年	月	購入金額	定額支払	手数料	支払合計	支払残高
	1		5,000	1,000	6,000	75,000
	2		5,000	938	5,938	70,000
	3		5,000	875	5,875	65,000
	4		5,000	813	5,813	60,000
	5		5,000	750	5,750	55,000
	6		5,000	688	5,688	50,000
	7		5,000	625	5,625	45,000
	8		5,000	563	5,563	40,000
	9		5,000	500	5,500	35,000
	10		5,000	438	5,438	30,000
	11		5,000	375	5,375	25,000
	12		5,000	313	5,313	20,000

来年の年末、まだ2万円の残高があります。

「リボ払い」の支払額試算例

再来年	月	購入金額	定額支払	手数料	支払合計	支払残高
	1		5,000	250	5,250	15,000
	2		5,000	188	5,188	10,000
	3		5,000	125	5,125	5,000
	4		5,000	63	5,063	0
	計	180,000	180,000	34,125	214,125	

再来年の4月に、やっと払い終わります！

買ったのは、4万円と6万円と8万円、合計18万円です。

でも、支払ったのは、合計21万4千125円です。

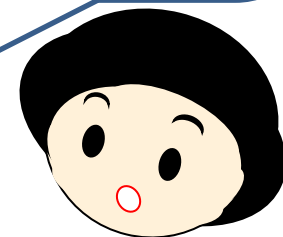
手数料が、3万4千125円かかりました。

ふー。やっと計算できた！
と思うけど・・・これでいいんだっけ？



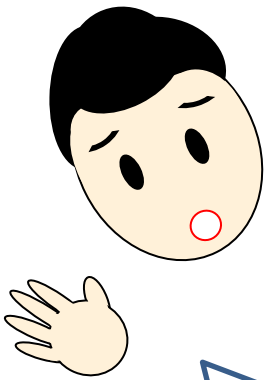
うーん。だいたいあってるんだと思うけど
実は、よくわからない。
契約によって、いろいろあるらしいよ。
たとえば、残高が一定以上になると
毎月の支払が増えちゃうとか。

リボ払いって、もっと簡単かと思ってたのに

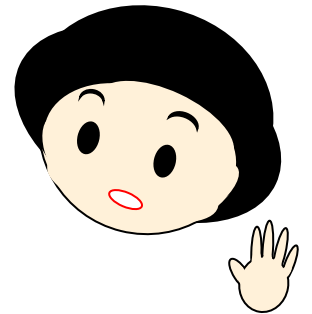


リボ払いを容易に使って、
あとで払えなくなった人もいて。
払えなくなると、これも
個人情報情報として登録されちゃうよ。

クレジットカードが偽造されたい、盗まれたりして、
カードを他人に使われた事件があるんだってね。



カードが人に使われるのを防ぐ
ためには、暗証番号が必要だよ。
でも、その暗証番号を他人に
知られてカードが使われた
事件もあるんだって。

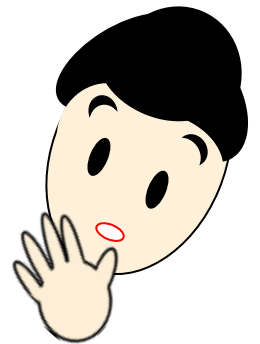


カードの会員規約に、暗証番号や、
カードの盗難について書いてあるね。
会員規約は会社によって違うそうだけれど、
例を読んでみようか。

暗証番号についての会員規約の例(D社)

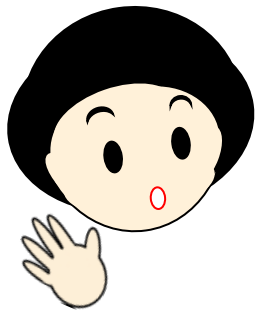
暗証番号は、他人に容易に推測されない4桁の数字(生年月日・電話番号・自宅住所番地等以外)の組み合わせをお届けいただくものとします。・・・推測されやすい暗証番号や会員の故意又は過失によって他人に暗証番号が知られてカードが使用された場合は、その利用代金の支払いは会員の責任とします。

暗証番号は、自分だけ覚えて、人には知られないようにしないと、困ることになるね。



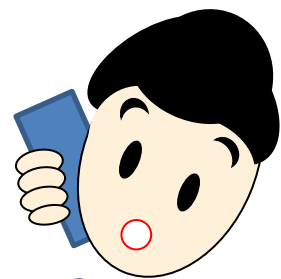
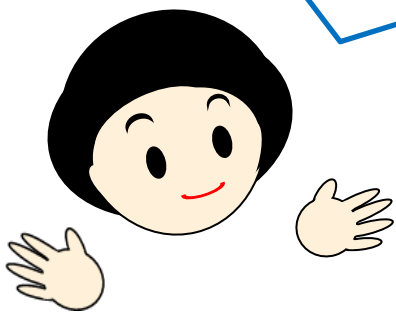
カードの紛失・盗難等についての規約の例(E社)

1. 会員がカードを紛失されたり、盗難に遭われた場合・・・は、すみやかに当社へ連絡をいただくとともに、最寄りの警察署にお届けいただき、状況により当社の定めた書面を提出するものいたします。・・・
2. [1]の届け出がない場合、ご本人以外にカードを使用されたことによる損害は、会員の負担となります。



クレジットカードの申し込む人は、
会員規約を承認しないといけないんだって。
いつか、クレジットカードを申し込むときは、
その前に、まず読んでみよう。

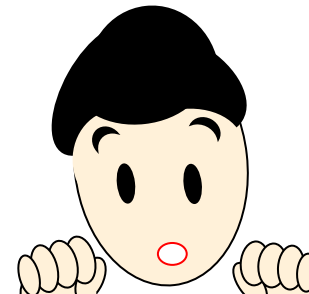
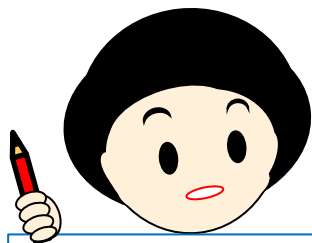
「分割払いで簡単に払えるから」にか言って、
よくない商品を見つけられる人もいます。
「アンケートに協力して」にかいわれて話を聞き始めたら、
別のところに連れて行かれて、長時間引き留められて、
仕方なく分割払いで高額な契約をした人もいます。
そんなとき、相談できるところがあるといいね。



188に電話すると、
地元の消費生活センターにつながるよ。
経済産業省や、各地の経済産業局にも
消費者相談室があるって。

「他の人に売ったら
すぐもうちかる」と言って
物を買うように誘う
マルチ商法とか、
いろんな悪質商法が
若者を狙っているらしいよ。

「無料のゲーム」と
書いてあったのに、
実はお金がかかったい。
いろんなサイトに
情報があるね。

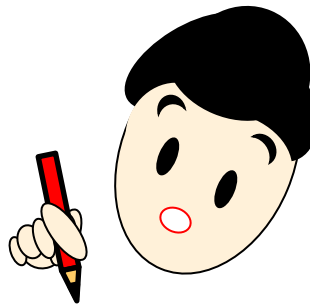
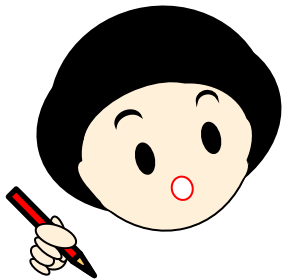


- ・国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>
- ・消費者庁 <http://www.caa.go.jp/>
- ・経済産業省 <http://www.meti.go.jp/index.html>

まとめ

今日はまず、代金を後払いする

「〇〇〇〇〇契約」の話があったね。
「個人〇〇情報」が登録されることを知って、
「〇〇払い」の「手数料〇」について考えてみたね。

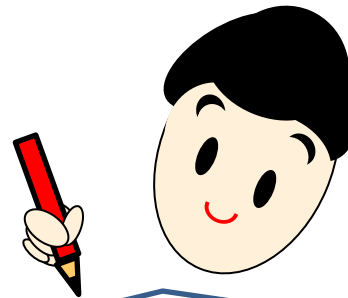
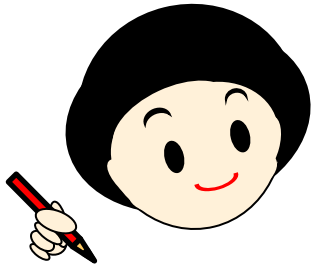


消費生活センターにつながる電話番号は
「〇〇〇」 だったね。

まとめ

まず、代金を後払いする

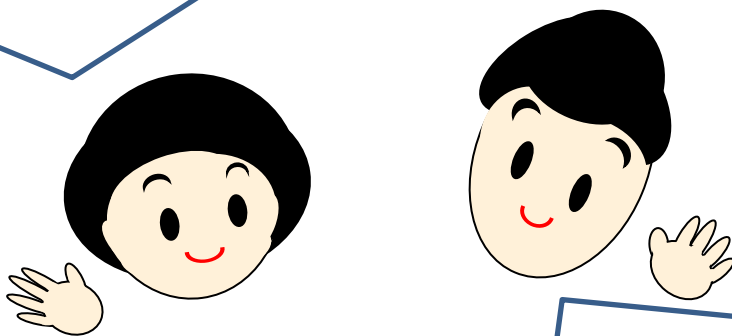
「**クレジット契約**」の話があったね。
「**個人情報**」が登録されることを知ったし、
「**リボ払い**」の「**手数料**」について考えてみたね。



消費生活センターにつながる電話番号は、
「**188**」 だったね。

経済産業省の消費者相談室は、03-3501-4657

契約を読んでもわからないのは、恥ずかしいことじゃない。
わからないことは、聞きたい、調べたい、相談したいして、
それでもわからないなら、契約しなければいい。
もし、「今ならお得」にか勧誘されても、
勇気をもって断れるようになりたい。



恥ずかしいのは、そして怖いのは、契約内容を
ちゃんと読みませず、わからないまま契約すること。
特に、あとで支払うことにするなら、いくら払うのか、ちゃん
と払えるのか、わからないなら、契約しちゃいけないね。